

埼高広連監第8号  
平成20年7月30日

埼玉県後期高齢者医療広域連合長職務代理者

埼玉県後期高齢者医療広域連合副広域連合長 小沢 信義 様

埼玉県後期高齢者医療広域連合

監査委員 矢部 謙二

監査委員 新井 勝行



平成19年度埼玉県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の審査意見について

地方自治法第233条第2項の規定に基づき、審査に付された平成19年度埼玉県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算並びに証書類等の審査結果について、次のとおり意見を提出します。

平成19年度

埼玉県後期高齢者医療広域連合  
一般会計歳入歳出決算審査意見書

埼玉県後期高齢者医療広域連合監査委員

## 目 次

### 平成19年度埼玉県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算審査意見

第1	審査の対象	1
第2	審査の期間	1
第3	審査の方法	1
第4	審査の結果	1
第5	審査の概要	2
1	決算の総括	2
(1)	決算額	2
(2)	歳入歳出決算状況	2
(3)	実質収支の状況	2
2	一般会計	3
(1)	歳入	3
(2)	歳出	6
3	財産に関する調書	12
(1)	基金	12
4	むすび	13

#### 凡 例

- 1 文中の金額は原則として万円単位で表示し、各表中の金額は千円単位で表示し、いずれも単位未満は切り捨ててある。ただし、各表の金額の計算は円単位で求めているため、内訳の合算額と合計額とが一致しない場合がある。
- 2 文中及び各表中に用いる比率(%)は、原則として原数値によって算出し、小数点以下第2位を四捨五入して小数点以下第1位まで表示した。したがって、構成比において内訳の合算と合計とが一致しない場合がある。
- 3 各符号の用法は次のとおりである。
 

「 △ 」	.....	負数
「 0 」	.....	該当数値がないもの又は単位未満のもの
「 0.0 」	.....	比率計算において、該当数値がないもの又は該当数値はあるが単位未満のもの
「 ***** 」	.....	比率が1,000(%)以上の数値となるもの

# 平成19年度埼玉県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の審査意見

## 第1 審査の対象

平成19年度埼玉県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及びこれらに係る証書類

## 第2 審査の期間

平成20年6月10日から平成20年7月28日まで

## 第3 審査の方法

審査に当たっては、審査に付された平成19年度埼玉県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及びこれらに係る証書類について、それぞれが関係法令に準拠して作成されているか、計数に誤りはないか、また、予算は関係法令にそって適正かつ効率的に執行されているか等に主眼を置き、関係職員から説明を聴取し、その適否について慎重に審査した。

## 第4 審査の結果

審査に付された平成19年度埼玉県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及びこれらに係る証書類については、それぞれ関係法令に準拠して作成されており、その計数は正確であると認められ、また、予算についても、準備年度として適正に執行されているものと認められた。

審査の結果の概要は、以下のとおりである。

## 第5 審査の概要

### 1 決算の総括

#### (1) 決算額

当年度の一般会計決算額は、次表のとおりである。

決算総括表

(単位：千円)

区 分	一般会計
予 算 現 額	2,526,570
歳 入 総 額 A	2,542,733
歳 出 総 額 B	2,382,771
歳入歳出差引額 (A-B) C	159,961
翌年度へ繰り越すべき財源 D	0
実質収支額 (C-D) E	159,961

(注) 「実質収支額」は、歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた額である。

#### (2) 歳入歳出決算状況

当年度の一般会計歳入歳出決算の状況は、次表のとおりである。

歳入歳出決算状況表

(単位：千円)

区 分	19年度		予算現額と 決算額との比較 (歳入) (B) - (A) (歳出) (A) - (B)	決算額の 予算現額に 対する割合
	予算現額 (A)	決算額 (B)		
歳 入	2,526,570	2,542,733	16,163	100.6%
歳 出	2,526,570	2,382,771	143,798	94.3%

歳入予算現額25億2,657万円に対し、歳入決算額は25億4,273万円で、差引き1,616万円(0.6%)上回っている。

歳出予算現額25億2,657万円に対し、歳出決算額は23億8,277万円で、差引額は1億4,379万円(5.7%)である。

#### (3) 実質収支の状況

当年度の一般会計実質収支の状況は、次表のとおりである。

実質収支状況表

(単位：千円)

区 分	19年度	
歳 入 総 額	2,542,733	
歳 出 総 額	2,382,771	
歳入歳出差引額	159,961	
翌年度へ 繰り越す べき財源	継続費通次繰越額	0
	繰越明許費繰越額	0
	事故繰越し繰越額	0
	計	0
実 質 収 支 額	159,961	

歳入決算額25億4,273万円に対し、歳出決算額は23億8,277万円で、歳入歳出差引額は1億5,996万円である。翌年度に繰り越すべき財源はないので、当年度の実質収支額も1億5,996万円であり、黒字となっている。

## 2 一般会計

### (1) 歳入

歳入の決算状況は、次表のとおりである。

歳入決算状況表

(単位：千円)

区 分	19年度
予 算 現 額	2,526,570
調 定 額	2,542,733
決 算 額	2,542,733
予 算 現 額 に 対 す る 割 合	100.6%
調 定 額 に 対 す る 割 合	100.0%
不 納 欠 損 額	0
収 入 未 済 額	0

決算額は25億4,273万円で、決算額の予算現額に対する割合は100.6%である。  
また、決算額の調定額に対する割合は100.0%である。

款別の歳入決算状況は、次表のとおりである。

款別歳入決算状況表

(単位：千円)

区 分	19年度			
	予算現額 (A)	決算額 (B)	決算額 構 成 比 率	予算現額と 決算額との比較 (B) - (A)
※ 分担金及び負担金	880,690	880,689	34.6%	0
国庫支出金	1,638,234	1,653,581	65.0%	15,347
※ 諸収入	7,646	8,462	0.3%	816
自主財源	888,336	889,151	35.0%	815
依存財源	1,638,234	1,653,581	65.0%	15,347
合 計	2,526,570	2,542,733	100.0%	16,163

(注) 1 区分欄に※のついている歳入科目は「自主財源」、それ以外は「依存財源」

(注) 2 「自主財源」は、分担金及び負担金等の地方公共団体が自ら徴収または収納できる財源である。  
「依存財源」は、自主財源以外の国庫支出金である。

款別歳入決算額においては、国庫支出金が1,534万円及び諸収入が81万円予算を上回って収入されたため、歳入全体において1,616万円の収入超過となっている。

歳入決算額を款別構成比率で見ると、主要な自主財源である分担金及び負担金が8億8,068万円で全歳入の34.6%を占め、諸収入が846万円で0.3%となっている。依存財源である国庫支出金は16億5,358万円で、全歳入の65.0%を占めている。

歳入決算額を自主財源及び依存財源別にみると、その構成比率は自主財源35.0%、依存財源65.0%となっている。

## 第1款 分担金及び負担金

(単位：千円)

款 項	19年度			
	予算現額	決算額	予算現額と 決算額との比較	収入率
	(A)	(B)	(B) - (A)	(B) / (A)
分担金及び負担金	880,690	880,689	0	100.0%
1 負担金	880,690	880,689	0	100.0%

予算現額8億8,069万円に対し、決算額は8億8,068万円で、収入率は100.0%となっている。

収入の内容は、市町村負担金（共通経費負担金）である。これは、広域連合規約第17条第2項の規定に基づき、広域連合の運営に係る人件費、賃借料、備品購入費等の共通経費について、広域連合を構成する県内70市町村からの負担金を受け入れたものである。

## 第2款 国庫支出金

(単位：千円)

款 項	19年度			
	予算現額	決算額	予算現額と 決算額との比較	収入率
	(A)	(B)	(B) - (A)	(B) / (A)
国庫支出金	1,638,234	1,653,581	15,347	100.9%
1 国庫補助金	1,638,234	1,653,581	15,347	100.9%

予算現額16億3,823万円に対し、決算額は16億5,358万円、収入率は100.9%で、1,534万円（0.9%）の収入超過となっている。

収入の主なものは民生費国庫補助金（社会福祉費補助金）である。これは、制度の円滑な施行のために広域連合が設置する基金の造成事業に対し、国から高齢者医療制度円滑導入臨時特例交付金として16億3,823万円が交付されたものである。交付額の内訳は、激変緩和措置による被用者保険の被扶養者であった被保険者の減額保険料相当分16億3,235万円及びその広報啓発費用その他法の円滑な施行のための準備経費（消耗品費、印刷製本費、通信運搬費等）587万円である。

収入超過は次の理由によるものである。

### 第1項 国庫補助金

#### 第1目 総務費国庫負担金（総務管理費補助金） 1,534万円の超過

平成19年度老人医療費適正化推進費補助金について、予算調製時には詳細が定まっておらず1千円の科目のみの設定としていたところ、サーバールーム構築や電算処理機器設置及びネットワーク設定等の事業が補助対象と認定され、補助金が交付されたことによる。

### 第3款 諸収入

(単位：千円)

款 項	19年度			
	予算現額 (A)	決算額 (B)	予算現額と 決算額との比較 (B) - (A)	収入率 (B) / (A)
諸収入	7,646	8,462	816	110.7%
1 預金利子	1	817	816	*****
2 雑入	7,645	7,644	0	100.0%

予算現額764万円に対し、決算額は846万円、収入率は110.7%で81万円(10.7%)の収入超過となっている。

収入の主なものは雑入(雑入)で、これは主に当広域連合設立準備会の経費に係る残金764万円を受け入れたものである。

収入超過は次の理由によるものである。

#### 第1項 預金利子

##### 第1目 預金利子(広域連合預金利子) 81万円の超過

予算調製時において委託事業などの債権者への支払時期について詳細が確定しておらず、1千円の科目のみ設定していたが、支払に支障のない範囲で行った定期預金等の資金運用に伴い預金利子が発生したことによる。



## (2) 歳出

歳出の決算状況は、次表のとおりである。

歳出決算状況表

(単位：千円)

区 分	19年度
予 算 現 額	2,526,570
決 算 現 額	2,382,771
予 算 現 額 に 対 す る 割 合	94.3%
翌 年 度 繰 越 額	0
予 算 現 額 に 対 す る 割 合	0.0%
不 用 額	143,798
予 算 現 額 に 対 す る 割 合	5.7%

決算額は23億8,277万円で、予算現額に対する割合は94.3%である。翌年度繰越額はない。不用額は1億4,379万円で、予算現額に対する割合は5.7%である

款別の歳出決算状況は、次表のとおりである。

款別歳出決算状況表

(単位：千円)

区 分	19年度			
	予算現額 (A)	決算額 (B)	決算額 構 成 比 率	予算現額と 決算額との比較 (A) - (B)
議 会 費	1,692	1,346	0.1%	345
総 務 費	856,567	743,191	31.2%	113,375
公 債 費	78	0	0.0%	78
予 備 費	29,990	0	0.0%	29,990
民 生 費	1,638,243	1,638,233	68.8%	9
合 計	2,526,570	2,382,771	100.0%	143,798

款別歳出決算額においては、主に総務費が1億1,337万円及び議会費が34万円予算を下回って執行されたため、歳出全体において1億4,379万円の不用額が発生している。

歳出決算額を款別構成比率で見ると、民生費が16億3,823万円で68.8%、総務費が7億4,319万円で31.2%となっており、この2つの款で歳出のほぼ全てを占めている。

## 第1款 議会費

(単位：千円)

款 項	19年度			
	予算現額 (A)	決算額 (B)	予算現額と 決算額との比較 (A) - (B)	執行率 (B) / (A)
議会費	1,692	1,346	345	79.6%
1 議会費	1,692	1,346	345	79.6%

予算現額169万円に対し、決算額は134万円で、執行率は79.6%となっている。

決算額の内訳は、次のとおりである。

### 第1項 議会費

第1目 議会費（議員報酬、会議録作成委託料、議会会場使用料など） 134万円

このうち、主要事業の執行状況は次のとおりである。

(単位：千円)

事業名	予算現額	支出済額	不用額	執行率
広域連合議会	625	478	146	76.5%
広域連合議会会議録作成委託事業	800	759	40	94.9%

広域連合議会は、定例会2回、臨時会1回を開催し、予算、条例、広域計画など43議案と請願306件の審議、審査を行ったものである。

広域連合議会会議録作成委託事業は、議会の審議記録の重要性を考慮し、その録音から会議録の調製製本までの業務を委託し実施したものである。

不用額は34万円であり、その主なものは次のとおりである。

### 第1項 議会費

第1目 議会費（旅費、役務費など）の執行残 34万円

## 第2款 総務費

(単位：千円)

款 項	19年度			
	予算現額 (A)	決算額 (B)	予算現額と 決算額との比較 (A) - (B)	執行率 (B) / (A)
総務費	856,567	743,191	113,375	86.8%
1 総務管理費	856,223	743,038	113,184	86.8%
2 選挙費	107	73	33	68.9%
3 監査委員費	237	80	156	33.8%

予算現額8億5,656万円に対し、決算額は7億4,319万円で、執行率は86.8%となっている。

決算額の主なものは、次のとおりである。

### 第1項 総務管理費

第1目 一般管理費（委託料、負担金、補助及び交付金など） 7億4,303万円

### 第2項 選挙費

第1目 選挙管理委員会費（備品購入費など） 7万円

### 第3項 監査委員費

第1目 監査委員費（報酬、備品購入費など） 8万円

このうち、主要事業の執行状況は次のとおりである。

(単位：千円)

事業名	予算現額	支出済額	不用額	執行率
後期高齢者医療懇話会開催事業	572	411	160	72.0%
広域連合ホームページ作製委託事業	782	781	0	100.0%
事務局職員給与等負担金	298,400	262,736	35,663	88.1%
電算機器調達事業	75,705	72,678	3,026	96.0%
電算システムセットアップ事業	179,080	156,423	22,656	87.4%
電算機器運用・維持管理事業	120,424	116,072	4,351	96.4%
電算システム構築に係る市町村調整	860	808	51	94.0%
印刷製本事業	20,244	13,712	6,531	67.7%
被保険者証作成等業務委託事業	110,000	88,190	21,809	80.2%

後期高齢者医療懇話会開催事業は、後期高齢者医療制度の円滑かつ適正な運営に向けて、県内の被保険者代表、保険医・保健薬剤師代表及び有識者などで構成される埼玉県後期高齢者医療懇話会を年3回開催し、保険料や保健事業について提言を受けたものである。

広域連合ホームページ作製委託事業は、インターネット上で広域連合や後期高齢者医療制度に係る情報を発信することを目的として専用ホームページを開設したものである。今後は、掲載情報の充実を図り、制度の理解促進に向け、十分活用されたい。

事務局職員給与等負担金は、広域連合を構成する市町村から派遣された職員の給与や共済組合負担金等について、派遣元の市町村へ負担金として支出したものである。

電算機器調達事業は、「後期高齢者医療 広域連合電算処理システム（標準システム）」を通じ行われる資格管理業務、保険料賦課業務、保険料収納業務及び給付業務を処理するためのサーバ機器・端末・プリンター・通信機器類を調達し、県内全市町村及び広域連合事務局に設置を行ったものである。

電算システムセットアップ事業は、国から無償配布された標準システムVer. 1～3のソフトを

データセンター（IDC）のサーバ機器にインストールし広域連合と市町村との通信網を構築するとともに、県内全市町村の被保険者データを標準システムに集約し、県内共通の単一システムの構築などを行ったものである。

電算機器運用・維持管理事業は、サーバ機器類に係る保守管理業務及び電算システムの運用準備、日次・月次・年次等のバッチ処理、帳票出力等の電算処理業務や、市町村と広域連合事務局に設置した端末等の障害復旧などを行うものである。電算システムの障害が発生すれば、日常業務や被保険者への対応などに大きな影響を与えることを踏まえ、維持管理体制の充実に努められたい。

電算システム構築に係る市町村調整は、通信網が構築されるまでの期間、広域連合と市町村とが住基情報や税情報のデータを交換する際に使用したMOやCD-ROMなどの媒体を運搬する業務を、個人情報保護措置の施された輸送サービスを利用して実施したものである。

印刷製本事業は、後期高齢者医療制度の広報・周知のため、制度概要パンフレット、障害認定用リーフレット、保険料周知リーフレットを作成したものである。

被保険者証作成等業務委託事業は、被保険者証及び制度解説ミニガイド等の作成及び封入封緘業務を委託して実施したものである。被保険者証やパンフレットなどは、高齢者が実際に使用し手に取るものであることに留意し、作成に当たっては文字の大きさやデザインに配慮されたい。

不用額は1億1,337万円であり、その主なものは次のとおりである。

第1項 総務管理費

第1目 一般管理費（委託料、負担金、補助及び交付金など） 1億1,318万円

電算機器運用・維持管理事業において、標準システムの機能公開の遅れから、市町村に設置した端末・プリンタの本格稼動が年明けにずれ込み、見込んでいた保守管理費用8ヶ月分のうち6ヵ月分が不要になったこと及び事務局職員給与等負担金において業務の効率化を図った結果、特に時間外勤務手当が、当初の見込みを大幅に下回ったことなどによる。

第2項 選挙費

第1目 選挙管理委員会費（需用費など）の執行残 3万円

第3項 監査委員費

第1目 監査委員費（報酬など）の執行残 15万円

### 第3款 公債費

(単位：千円)

款 項	19年度			
	予算現額 (A)	決算額 (B)	予算現額と 決算額との比較 (A) - (B)	執行率 (B) / (A)
公債費	78	0	78	0.0%
1 公債費	78	0	78	0.0%

当年度は未執行である。

### 第4款 予備費

(単位：千円)

款 項	19年度			
	当初予算額 (A)	充 用 額 (B)	当初予算額と充 用額との比較 (A) - (B)	当初予算額に 対する充用額の 比率 (B) / (A)
予備費	30,000	10	29,990	0.0%
1 予備費	30,000	10	29,990	0.0%

当初予算額3,000万円に対し、予備費充用額は1万円で、当初予算額に対する割合は0.0%となっている。

充用額の内訳は、次のとおりである。

第5款 民生費 (第1項 社会福祉費) 1万円

高齢者医療制度円滑導入臨時特例交付金が、予算を上回って交付されたことによる。

## 第5款 民生費

(単位：千円)

款 項	19 年 度			
	予算現額 (A)	決算額 (B)	予算現額と 決算額との比較 (A) - (B)	執行率 (B) / (A)
民生費	1,638,243	1,638,233	9	100.0%
1 社会福祉費	1,638,243	1,638,233	9	100.0%

予算現額16億3,824万円に対し、決算額は16億3,823万円で、執行率は100.0%となっている。

決算額の内訳は次のとおりである。

第1項 社会福祉費

第1目 老人福祉費（積立金） 16億3,823万円

事業の執行状況は次のとおりである。

(単位：千円)

事業名	予算現額	支出済額	不用額	執行率
後期高齢者医療制度臨時特例基金積立事業	1,638,243	1,638,233	9	100.0%

後期高齢者医療制度臨時特例基金積立事業は、国から交付された高齢者医療制度円滑導入臨時特例交付金を埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金へ積み立てたものである。この基金は、平成20年度の激変緩和措置による保険料徴収減額分のための財源及びその減額に関する広報・啓発に要する費用、法の円滑な施行のための準備経費など（消耗品費、印刷製本費、広告料など）の財源に充てることができるものである。基金の管理に当たっては、取り崩しの時期等に考慮しつつ効果的な運用を行い、設置目的を達成するよう努められたい。

### 3 財産に関する調書

#### (1) 基金

基金の現在高は16億3,823万円で、当年度中に16億3,823万円増加している。

これは、埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金が、平成20年度の激変緩和措置による保険料徴収減額分のための財源及びその減額に関する広報・啓発に要する費用、法の円滑な施行のための準備経費等（消耗品費、印刷製本費、広告料等）の財源に充てるため新設されたことから16億3,823万円皆増したことによるものである。

## 4 むすび

平成19年度一般会計の決算総額は、歳入が25億4,273万円、歳出が23億8,277万円となり、形式収支においては、1億5,996万円の黒字となり、翌年度へ繰り越すべき財源がなかったため実質収支も、1億5,996万円の黒字となっている。

歳入では、歳入決算額の予算現額に対する割合は100.6%となっており、自主財源の根幹である市町村負担金(共通経費負担金)は8億8,068万円で、歳入総額の34.6%を占めている。

また、平成20年度に行われる激変緩和措置に伴う被用者保険の被扶養者であった被保険者の減額保険料相当分16億3,235万円が国から交付され、補正予算で対応している。

一方、歳出では、後期高齢者医療制度施行の準備として、電算システム(標準システム)のセットアップ、被保険者証作成等業務委託などの事業が大きな比率を占めている。

また、この制度の広報・周知のため、制度概要パンフレット、障害認定用リーフレット、保険料周知リーフレットを作成し、本制度の対象者である後期高齢者への周知に取り組んでいる。

広域連合では、平成19年7月の広域連合臨時議会において埼玉県後期高齢者医療広域連合広域計画や11月の広域連合定例議会において保険料率を決定する条例などを制定し、広域連合及び広域連合を構成する70市町村がお互いの連携のもとに、本制度が円滑に施行されるよう、準備を進めたものである。

この制度は、これまでの老人保健制度の問題点を解決すべく、長年にわたり、多くの関係者が議論を重ねた上で、国民皆保険制度を将来にわたり維持するために、現役世代と高齢者とでともに支え合う制度として創設されたものである。

老人保健制度における問題点であった費用負担についても、国、県、市町村の公費が5割、現役世代の支援金が4割、後期高齢者の保険料が1割と、世代間における負担に配慮し、社会全体で支え合うことを目指した制度となっている。

なお、本制度における保険料は、医療給付費の約1割ではあるが、保険料の未徴収額は当広域連合の財政運営に影響を及ぼすことになるので、平成20年度の早い段階から未徴収金の推移を見極め、財政運営に支障をきたさないよう適切な対策を講じることを要望する。

最後に、この4月には後期高齢者から保険料に対する問い合わせや制度そのものに対する様々な意見が寄せられ、本制度の導入を巡り、全国的に混乱が生じたところでもあるが、高齢者が安心して医療サービスを受けられるよう、これまで以上の制度の周知徹底に力を入れ、本制度を安定して運営できるよう計画的かつ着実な事業執行に努められることを要望する。